

一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(入会金)

第2条 正会員は、入会金として200,000円を納入しなければならない。

(入会金の納期)

第3条 入会金は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

(会費)

第4条 会員は、次の会費(年額)を納入しなければならない。

- | | |
|----------|----------|
| (1) 正会員 | 210,000円 |
| (2) 準会員 | 90,000円 |
| (3) 賛助会員 | 90,000円 |
| (4) 特別会員 | 90,000円 |
| (5) 個人会員 | 30,000円 |
| (6) 一般会員 | 50,000円 |
| (7) 情報会員 | 10,000円 |

(会費の納期)

第5条 会員は、毎事業年度、5月31日までに、会費年額の全額を納入しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、下記のとおりとする。

- (1) 正会員、個人会員及び一般会員
入会承認月からの月割り額とする。
- (2) 準会員、賛助会員及び情報会員
入会承認月が上半期(4月から9月まで)の場合は年額の全額とし、下半期(10月から翌年3月まで)の場合は年額の半額とする。

2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内とする。

る。

(入会金及び会費の免除)

第7条 理事会は、次のいずれかに該当する場合は、第4条の規定にかかわらず、会費の免除を決議することができる。

- (1) 免除すべき相当の事由があると認める正会員、準会員、賛助会員、個人会員一般会員、及び情報会員
- (2) 特別会員

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 3 平成27年6月10日より、この規程を改正し、適用するものとする。
- 4 令和元年6月19日より、この規程を改定し、適用するものとする。
- 5 令和3年6月16日より、この規程を改正し、適用するものとする